

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]
[Redacted]

処 分 庁

[Redacted] 所長

審査請求人が、平成 2 3 年 6 月 2 日付けで提起した生活保護法に基づく保護開始申請決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 処分庁が平成 2 3 年 5 月 2 5 日付けで行った保護開始申請決定処分を取り消す。
- 2 残余の請求についてはこれを棄却する

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成 2 3 年 5 月 2 5 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護開始申請決定処分（以下「本件開始決定」という。）を取消し、住宅扶助を支給することを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

住宅扶助が0円であることは不当である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成23年5月13日付けで、請求人は処分庁に対して、保護開始申請を行ったこと。

(2) 平成23年5月25日付けで、処分庁は請求人に対して、「障害世帯で就労収入、貯蓄も無く生活困窮に至り保護申請となる。現住居の居住形態に関して、期待すべき現物扶養援助がなされているとみなすため、住宅扶助は行わない。」という理由により本件開始決定を行ったこと。なお、保護決定通知書の5扶助額（月額）の項目の生活扶助欄は158,700円と記載があり、同項目の住宅扶助欄には金額の記載はないこと。

(3) 平成23年7月29日付けで処分庁が審査庁に対して提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には以下の趣旨の記載があること。

ア 平成23年1月28日 請求人、長男とともに一回目の保護申請相談。

請求人は、居住地で建設関係の自営業を行っていたが、法人組織後、平成22年9月に負債も含め社員に会社関係の土地・建物等全権を譲渡する。なお、会社代表者の住所と請求人の住所は同一で、家屋は請求人名義、土地は長男名義であり、請求人の居住に関して土地所有者の長男と譲渡会社で賃貸契約を行ない、引き続き現住居に居住するこ

とを譲渡した会社に了承を得るも、長年にわたり行なわれてきた長男の援助が不可能となったという理由で保護申請に相談。その時点では、上記申し出を証明する書類等の提出がなく、事実関係が不明ということで申請には至らず。

イ 平成23年2月17日 請求人、長男の知人とともに2回目の保護申請相談。

請求人名義の現住居家屋の抵当権設定契約書持参のうえ再相談来所。抵当権設定契約書は、平成16年9月29日付けで連帯保証人を長男として2,000万円で設定。弁済期間は平成31年9月25日、現在残高は約1,200万円、月額130,298円の支払いに関しては長男が支払っていると申し立て。ローンつき不動産の保有は原則認められないため、請求人自身がローンを支払えないのであれば、一般的には手放さざるを得ない状況であり、長男が資産の引継ぎを希望するのであれば、所有権移転完了後に再相談を行なうよう説明。

ウ 平成23年5月13日 前回の長男知人とともに3回目の保護申請相談。

平成23年3月30日 請求人名義の家屋および長男名義の土地を長男の妻に13,645,000円で売却して、3月31日付けで長男の妻と月額6万円の賃貸契約を行なう形で申請。平成22年9月以降のローンは長男が支払っており、将来的に長男の資産とする予定で保有してきた物件であり、現在は長男の会社も経営状態が思わしくなく、6万円の家賃はぜひとも必要との申し立て。現状としては障害世帯で無収入、蓄えも無く生活に関して困窮していると思われるため、当日申請を受け付ける。

エ 平成23年5月23日 保護申請にかかる開始判断の新規面談のため家庭訪問を実施。

訪問時、請求人、妻、長男の3人対応。一定の保護開始判断のための面談を行い、所定の扶助、加算等の説明も行

う。ただし、住宅費に関してはこれまで同様、長男から請求人への物的援助と言う形は取れないかと確認するが、現住居のローンや税金等の支払いがあり、今までに十分援助を行なってきており、現状は長男自身の事業も思わしくないため、どうしても請求人住居の家賃は必要。また、援助ということなら、本来14～15万円の賃貸価格の物件を6万円の家賃にしており、その差額分が扶養援助であるとの申し立てあり。それに対して、家賃収入が必要であるならば、現住居を14～15万円の適正価格で第三者に賃貸を行い、その内のいくらかでも、金銭での扶養援助を行なうように説明を行なう。しかし、長男は基準額まで家賃を下げてでも、現住居に請求人を居住させたうえで、生活保護からの家賃扶助の支給に固執する。

当日は即答を避け、所に持ち帰りケース診断会議で検討のうえ判断する旨伝える。

オ 平成23年5月24日 所内でのケース診断会議を行う。

請求人および長男名義の土地建物を長男の妻と13,645,000円で売買契約を行ない、その時点での請求人のローン残高は約1,200万円であったと思われる。両親である請求人とその妻に対して、現に住居が提供されており、長男の妻名義の物件であっても、実質は長男世帯から現物の扶養義務が履行されていると判断する。

また、住宅扶助限度額を超える家賃相当分を扶養義務の履行とする長男の主張は認めがたく、家賃収入がないと長男世帯が生活に困窮するというものであれば、当該物件を長男が主張する適正価格で第三者と賃貸契約を行なうべきである。

当該物件の名義は、土地が長男で家屋が請求人となっていたが、ローン付き住宅を所有して生活保護を受給できないことから、長男の妻に名義変更したと考えられ、長男夫婦が生活に困窮する両親に対し、金銭の援助が叶

わぬまでも、長男夫婦の居住用以外に所有する物件を両親の住居として提供することは、扶養義務者として当然の行為であり、地域の慣行も然りである。よって、住宅扶助を行なう必要はない。

カ 本件処分の正当性

請求人の申し立てにかかる住宅扶助0円決定は、現に実行されている請求人に対する扶養義務者からの住居の提供を、扶養義務が履行されていると認定した本法第4条第2項に基づいた処分である。また、長男は処分庁の金銭面での扶養義務の履行の求めに対して、請求人に対する住居の提供が扶養義務の履行であると申し立てていることから、すでに賄われている住宅費について、重ねて扶助する必要はないという判断は妥当である。

- (4) 弁明書と同時に提出のあった平成23年4月11日付けの不動産登記事項証明書には平成23年3月31日付け売買により「長男の妻」へ建物の所有権が移転されているとの記載があること。
- (5) 弁明書と同時に提出のあった平成23年4月2日付けで契約締結日とする建物賃貸借契約書には賃貸人が「長男の妻」、賃借人が「請求人」との記載があり、また、賃料は1ヶ月「60,000円」との記載があること。
- (6) 弁明書と同時に提出のあった長男が処分庁に対して提出した扶養援助に係る回答票には、長男が請求人を扶養援助できない理由として「長男自身生活が大変になったため」との記載があり、また家族の状況欄には、長男の職業は建設業で収入月額は28万円であること、長男の妻は無職とあり収入を得ていないこと等の記載があること。
- (7) 平成23年12月12日付けで請求人が審査庁に対し

て提出した反論書には、次のとおりの趣旨の記載があること。

今までの役所の見解の中で請求人の歩行が困難な体（２級身体障害者）にもかかわらず今の住居（バリアフリー）は社会通念上認められない、この一方的な考えの中で、親族は何もしていないわけでもなく常介護にも努め、できる範囲で支えてもらっている状況である。

又親子関係で子の実父に対して子の配偶者が扶養できない状況で五体満足の人ならなおしも身体障害者の人間に対する差別としか考えられず住宅扶助を行おうとしない役所の判断はおかしい。

(8) 平成24年1月10日付けで処分庁が審査庁に対して提出した再弁明書には以下の趣旨の記載があること。

ア 請求人からの生活保護の申請により、処分庁が実地調査を行った際に、請求人が長男の妻名義の物件に居住していることを確認した。当該物件はもともと請求人と長男の共有物件であったが、その後長男の妻に売却された物件で、請求人が以前から継続して居住しているものである。

イ 上記の状況について、長男は請求人に対する住居の提供を扶養義務の履行と認めており、請求人に対し住居を提供するという形態で扶養義務が現に履行されていると、処分庁が判断するに足るものである。したがって、当然のことながら、住宅扶助の必要はないものである。

ウ また、社会通念上からも生活に困窮する両親に対し、金銭の援助はできないまでも、自らが居住の用に供していない物件を住居として両親に提供することは当然のことであり、家賃として金銭を要求することは考えられない。

エ また、保護開始後の家庭訪問で、この物件が長男の会社

の事務所として活用されている事実がある。請求人が寝食をしている部屋には、平成23年7月21日家庭訪問時に事務所用の机等が配置されていることが現認されており、住居の表札は請求人の表札はなく、会社社名「 」の看板が新規保護開始面談の家庭訪問時以降変わらず掲げられている。

以上のことから、住宅扶助の必要はないという判断は妥当である。

(9) 平成25年12月12日付けで、審査庁が収受した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載があること。

ア 処分庁の主張する会社の看板は撤去されており現在はない。

イ 処分庁は扶養要件の実証するものを欠いている。

ウ 第3親等の扶養義務については家裁に解釈権限があるものである。

2 判 断

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、また第2項において「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」としている。また法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基

準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

(3) 法第14条において、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨規定されている。

(4) 民法第877条第1項には扶養義務者について定められており「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」としていること。

なお、ここでいう扶養義務のうち、例えば生活扶助義務関係の場合では、その扶養の程度は社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度と解されている。

(5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知、以下「局長通知」という。)第5の2の(2)の②において親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者については重点的扶養能力調査対象者とされ、さらに局長通知第5の3の(1)においては「重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において要保護者にその申し立てを行わせることが適当でないと判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよい」と規定されている。

(6) 本件についてみると、前記第2の1の(1)から(6)までの認定事実のとおり、請求人が処分庁に対して保護開始申請を行ったため、処分庁は、請求人の生活状況等の確

認を行ったところ、長男世帯から扶養援助として請求人世帯に対し、住居が提供されていたことから、住宅扶助を計上せずに本件開始決定を行ったことが認められる。

(7) 処分庁は、請求人世帯に対する住居の提供について、その住居が長男の妻名義の物件であっても、もともとは請求人及び長男の共有物件であり、その後、長男の妻名義に変更されたもので、実質的に長男世帯から請求人世帯に対して行われた扶養援助であることから住宅扶助の支給は認められないと主張する。しかしながら前記第2の1の(3)のとおり処分庁の行った扶養援助の調査に対して、長男世帯から請求人世帯に対する扶養援助は不可と回答しているところ、処分庁は前記(5)に規定される手続き等も検討しておらず、長男世帯から請求人世帯への住宅の提供について、現物給付による扶養義務の履行であると判断することは必ずしも適正であるとみることはできず、処分庁の主張を認めることは困難であるといわざるを得ない。

(8) また、処分庁は請求人世帯の居住する住居には、長男の会社の看板が掲げられており、その室内に会社の机等が配置されていることから当該住居は長男の会社事務所に使用されているので住宅扶助は必要ないと主張しているが、住居部分と会社事務所部分が区分されている場合も想定され、会社の事務所があるから住居ではないと必ずしも言い切れるものではなく、住宅扶助の必要性について十分な調査を尽くされているとは言えないことから処分庁の主張は認められない。

(9) したがって、本件決定については、その調査及び判断に瑕疵があったといわざるをえず、取り消すのが妥当と判断する。

なお、住宅扶助費の支給を求める残余の請求については、本裁判に基づき行われる処分庁の決定の中で一体的に判断されるべきことであるため、これを棄却する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第2項及び第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成26年2月5日

審査庁 大阪府知事 松井 一



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。